|  |
| --- |
| 特　許｢訂正書｣作成見本（弁理士が代理人の場合）「請求項の削除」を目的とする訂正※平成１７年４月１日以降にされた実用新案登録出願に係る訂正の場合印　紙 |

　　　（1,400円）

実用新案法第14条の２第７項の訂正に係る訂正書

令和○○年○○月○○日

　　　特許庁長官　　　　　殿

　１　実用新案登録番号 実用新案登録第○○○○○○○号

 　　　 （無効○○○○－○○○○○○）

　２　訂正の目的 　 　　　請求項の削除

　３　実用新案権者

　　　　住所（居所） 　　東京都千代田区丸の内○丁目○番○号

　電話番号　　　　 　０３－○○○○－○○○○

　　　　氏名（名称） 　実用株式会社

　　　（代表者 　　 　審判　太郎）

 （国籍・地域）

　４　代理人

　　　　住所（居所）　　　 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

　　　　電話番号　　　　　 ０３－○○○○－○○○○

　　　　氏名（名称）　　　 弁理士　代理　一郎

　　　　住所（居所）　　　 東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

　　　　電話番号　　　　　 ０３－○○○○－○○○○

　　　　氏名（名称）　　　 弁理士　代理　花子

　　　　連絡先　　　　　　 担当

５　削除をする請求項の表示　　請求項１，請求項２

　６　削除後の請求項の数　　　　２

　７　添付書類の目録

(1)　訂正書副本　　　　　　　　　　　　　　　　　　２通

（2） 委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

**インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）を利用して提出する場合は、副本の提出は不要となります。**

**「添付書類の目録」は、以下のように記載してください。**

７　添付書類の目録

(1) 委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

|  |
| --- |
| ※納付方法手続方法により、以下の納付方法が使用できます。書面(1)特許印紙(2)特許庁窓口における指定立替（クレジットカード）納付(3)現金納付 (4)電子現金納付インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）(1)予納(2)口座振替(3)指定立替（クレジットカード）納付(4)電子現金納付※各納付方法の記載例　「６　削除後の請求項の数」欄の次に、納付方法の欄を設けて記載してください。各納付方法の詳細については「[納付方法](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/index.html)」のページを御確認ください。(1)予納「７ 予納台帳番号　ＸＸＸＸＸＸ納付金額　　　●●●●●　」(2)口座振替「７ 振替番号　ＸＸＸＸＸＸＸＸ納付金額　●●●●●　」　(3)指定立替（クレジットカード）納付「７ 指定立替納付　●●●●●　」 (4)電子現金納付「７ 納付番号　ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ」(5)現金納付　納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼り添付してください。 |

|  |
| --- |
| 特　許印　紙 |

 　　（1,400円）

｢訂正書｣作成見本

（弁理士法人が代理人の場合）

「請求項の削除」を目的とする訂正

※平成１７年４月１日以降にされた実用新案登録出願に係る訂正の場合

実用新案法第14条の２第７項の訂正に係る訂正書

令和○○年○○月○○日

　　　特許庁長官　　　　　殿

　１　実用新案登録番号 実用新案登録第○○○○○○○号

 　　　 （無効○○○○－○○○○○○）

　２　訂正の目的請求項の削除

　３　実用新案権者

　　　　住所（居所） 東京都千代田区丸の内○丁目○番○号

　電話番号 ０３－○○○○－○○○○

　　　　氏名（名称） 実用株式会社

　　　（代表者 審判　太郎）

 （国籍・地域）

　４　代理人

　　　住所（居所） 　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

　 電話番号 ０３－○○○○－○○○○

　　　　氏名（名称） 弁理士法人　○○○○

　　　　代表者 代理　花子

　　　　連絡先 担当は（弁理士） 代理　二郎

５　削除をする請求項の表示 請求項１，請求項２

　６　削除後の請求項の数　 ２

　７　添付書類の目録

(1)　訂正書副本　　　　　　　　　　　　　　　　　　２通

(2)　委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

**インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）を利用して提出する場合は、副本の提出は不要となります。**

**「添付書類の目録」は、以下のように記載してください。**

７　添付書類の目録

(1) 委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

|  |
| --- |
| ※納付方法手続方法により、以下の納付方法が使用できます。書面(1)特許印紙(2)特許庁窓口における指定立替（クレジットカード）納付(3)現金納付 (4)電子現金納付インターネット出願ソフトの特殊申請機能（電子特殊申請）(1)予納(2)口座振替(3)指定立替（クレジットカード）納付(4)電子現金納付※各納付方法の記載例　「６　削除後の請求項の数」欄の次に、納付方法の欄を設けて記載してください。各納付方法の詳細については「[納付方法](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/index.html)」のページを御確認ください。(1)予納「７ 予納台帳番号　ＸＸＸＸＸＸ納付金額　　　●●●●●　」(2)口座振替「７ 振替番号　ＸＸＸＸＸＸＸＸ納付金額　●●●●●　」　(3)指定立替（クレジットカード）納付「７ 指定立替納付　●●●●●　」 (4)電子現金納付「７ 納付番号　ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ」(5)現金納付　納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼り添付してください。 |